

大口町告示第117号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、大口町下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定し、令和5年4月1日から施行する。

令和4年12月23日

大口町長 鈴木雅博

1 出納取扱金融機関の名称及び事務取扱店舗

| 名称 | 取りまとめ店 |
|-------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 江南支店 |

2 収納取扱金融機関の名称及び事務取扱店舗

| 名称 | 取りまとめ店 |
|------------|-------------|
| 愛知北農業協同組合 | 大口支店 |
| 株式会社愛知銀行 | 大口支店 |
| 株式会社名古屋銀行 | 扶桑支店 |
| 東春信用金庫 | 江南支店 |
| 岐阜信用金庫 | 東江南支店 |
| 株式会社大垣共立銀行 | 江南支店 |
| 株式会社中京銀行 | 江南支店 |
| いちい信用金庫 | 柏森支店 |
| 株式会社ゆうちょ銀行 | 名古屋貯金事務センター |
| 株式会社十六銀行 | 扶桑支店 |